



## 認 定 書

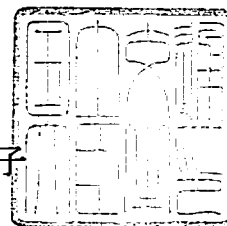
国住指第1850号  
平成14年5月17日

クリオン株式会社  
代表取締役社長 古矢松三 様

旭化成建材株式会社  
代表取締役社長 佐次洋一 様

住友金属鉱山シボレックス株式会社  
代表取締役社長 片谷恒三 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第八号及び同法施行令第108条第二号(外壁(非耐力壁):30分間)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

PC030NE-9081

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

A L Cパネル張/木造外壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(別添)

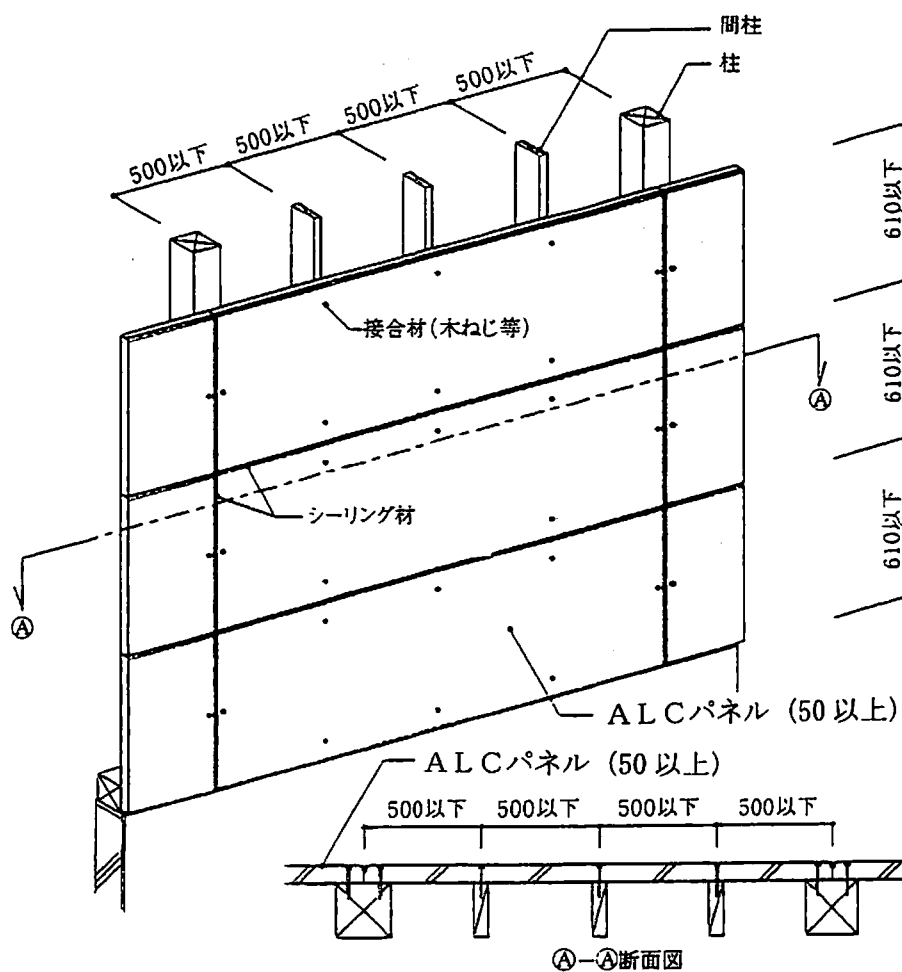
認定番号	PC030NE-9081	認定年月：平成14年5月17日
品目名	ALCパネル張/木造外壁	申請者名：クリオン株式会社 東京都中央区日本橋3-5-15 同和ビル 申請者名：旭化成建材株式会社 東京都港区芝大門2-5-5 住友芝大門ビル 申請者名：住友金属鉱山シボレックス株式会社 東京都港区新橋5-11-3 新橋住友ビル

1. 部分、耐火性能の区分 木造下地防火構造外壁 (非耐力)

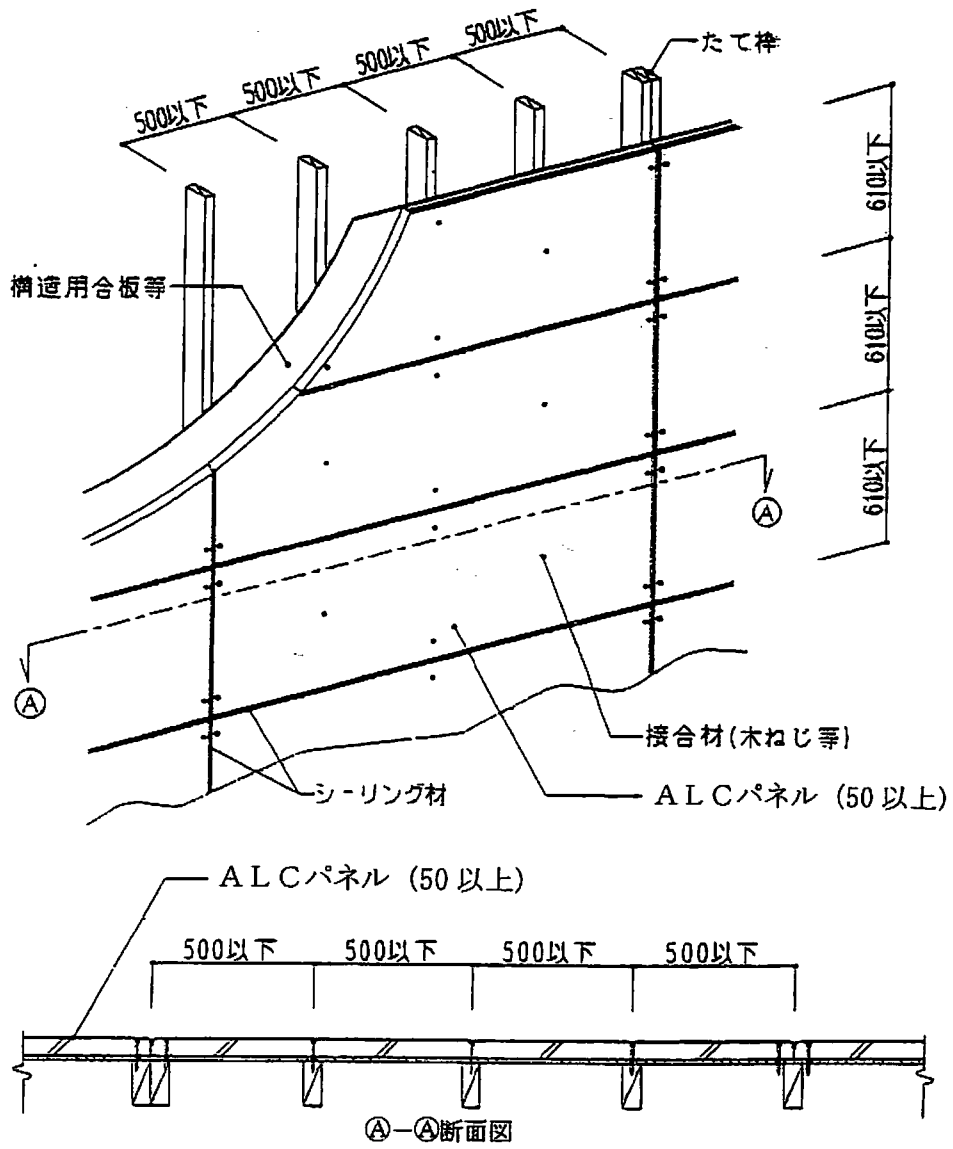
2. 試験機関名 (財) ベターリビング 建築試験センター 受託番号 依試第990610号

3. 構造説明図 (単位 mm)

木造 (軸組)



木造 (杵組壁工法)



#### 4. 材料等説明

##### 4.1 主構成材料

###### (1) 軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）

軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）の基本的な構成は、下記のとおりとする。

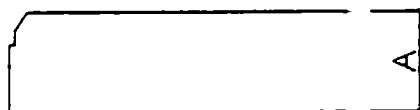
- a. 品質：パネルの品質は、JIS A 5416 [軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）] に適合するものとする。
- b. 補強材：JIS A 5505（メタルラス）・JIS G 3532（鉄線）・JIS G 3551（溶接金網）に規定されたもの又は同等以上の品質をもつものとする。

###### c. 寸法及び形状

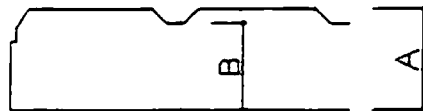
(単位 mm)

項目	寸法		標準寸法	許容差
厚さ	A	50以上	A : 50	±2
	B	40以上		
長さ	3000以下		1800, 1820, 2000, 2400, 2700, 3000	±5

平パネルの断面形状の例



意匠パネルの断面形状の例



- d. 性能 密度  $450\text{kg/m}^3$ を超えて $550\text{kg/m}^3$ 未満  
圧縮強度  $3.0\text{N/mm}^2$ 以上  
熱抵抗値  $5.3\text{tm}^2\text{K/W}$ 以上 (t : パネル厚さ (mm))

##### 4.2 副構成材料

###### (1) 接合材

パネルを下地鋼材に取付ける場合の木ねじの寸法・形状は呼び径4.8mm以上、頭径11mm以上、長さ70mm以上とし、その他の品質はJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）、JIS B 1135（すりわり付き木ねじ）の規定若しくは、同等以上の性能を有するものとする。

###### (2) シーリング材

アクリル系シーリング材若しくは、同等以上の性能を有するものとする。

##### 4.3 下地の適用範囲

- ①木造下地（軸組工法）
- ②木造下地（枠組壁工法）
- ③木造下地（木質系組立構造）

##### 4.4 防火被覆材の張り方の種類

- ①たて張り

②よこ張り

## 5. 標準仕様

### 5.1 下地

①下地は木材を使用し、構造上支障のないものとする。下地間隔は500mm以下とし、不陸のない様にする。

②通気工法とする場合は、防風材の上に通気胴縁を不陸のない様に取り付ける。

### 5.2 パネルの取付け

a. パネル間の目地に隙間を生じない様に接合する。

b. 接合材によりパネルを下地に止めつける。この際、接合材はパネル1枚につき6本以上とし、パネル端より30mm以上入った位置に止める。また、接合材の頭は表面より5～10mm沈ませておき、生じた凹部は専用補修材または合成樹脂系パテで埋める。

### 5.3 補修

施工後損傷箇所がある場合は必要に応じて補修を行なう。

### 5.4 シーリング

継目部分は、シーリング材によりシールする。

## 6. 付帯条件

なし

## 7. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。